

東京都立農産高等学校（全日制）PTA会則

（昭和39年1月28日 制定）

（令和 7年 5月 改正）

第一章 総則

- 第1条 本会は東京都立農産高等学校（全日制）PTAと称する。
本会の事務局は農産高等学校内（所在地：東京都葛飾区西亀有1丁目28番1号）に置く。
- 第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

第二章 目的

- 第3条 本会は本校の教育方針に基づいてその教育活動を振興し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三章 事業

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 保護者と教職員の緊密な連携によって、本校の教育目的達成に協力をする。
 - 2 研修会・講演会などの開催により、会員相互の親睦を深め教養を高める。
 - 3 その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第四章 役員及び委員

- 第5条 本会は、次の役員及び委員をおく。
- 1 役員ならびに委員の名称及び構成員数
 - (1) 本部役員
「保護者側13名以上」
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 若干名
 - 3) 書記 若干名
 - 4) 会計 若干名
 - (2) 会計監査 2名～3名
 - (3) 委員
 - 1) 運営委員 本部役員、イベント委員役職、広報委員役職
 - 2) イベント委員 12名以上
 - 3) 広報委員 12名以上
 - 2 任期 任期は3年とする。
 - 3 任務
 - (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、総会・運営委員会・本部役員会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
また、PTA全体の業務を分担して企画・運営する。
 - (3) 書記は運営委員会・本部役員会の記録とともに通信・事務・書類の保管を行う。
 - (4) 会計は本会の会計事務を処理する。
 - (5) 監査は中間及び年度末に会計監査を行う。
 - (6) 広報委員は広報誌を編集・発行する。なお、原稿の最終確認は学校の担当者に依頼する。
 - (7) イベント委員会は、イベント委員長が招集し、イベント委員が参加する。
 - (8) 広報委員会会議は、広報委員長が招集し、広報委員が参加する。
 - (9) 選考委員は本部役員及び各委員を選出する。
 - (10) 顧問・相談役は現役役員が推薦し、本人が承諾した者とする。
なお、推薦の基準は次の通りとする。
 - 1) 顧問は会長の職を務めた者
 - 2) 相談役は、会長以外の役員の職を務めた者
 - 3) その他、本会の運営上、運営委員会において特に必要と認めたる者
 - (11) 顧問・相談役は会長の要請がある場合は本会の会議に出席し意見を述べる事が出来る。
 - (12) 顧問・相談役の任期は、卒業後1年とする。
 - (13) 長期に渡り本会の活動が困難な役員・委員は、会長及び副会長の判断により解任する事ができる。
 - (14) 会長によって、PTAOB会に協力を仰ぐことができる。
- 第6条 役員及び委員の選出は次の方法による。
- 1 会長、副会長、書記、会計の本部役員、監査役については選考委員会を設けて候補者を選出し、総会において承認を受ける。

- 2 委員の選出
 - (1) イベント委員：各学年から4名以上選出する。
 - (2) 広報委員：各学年から4名以上選出する。
 - (3) 選考委員：本部役員、イベント委員、広報委員にて構成する。
- 3 イベント委員は委員長、副委員長を各1名、会計係を各学年1名、学年リーダーを各学年2名
- 4 広報は委員長、副委員長、会計係を各1名、編集を各学年1名選出する。

第五章 会議

- 第7条 本会の会議は年度活動計画に順ずる。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 第8条 総会・運営委員会・全校委員会等の会議の決議は構成員の過半数による。
- 第9条 運営委員会は総会から委任された事項の議決および提出書類の作成、その他緊急事項に関する総会の代行を担う。

第六章 会計

- 第10条 本会の会計はPTA会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 1 本会の会計は一般会計と特別会計による。特別会計はバザー会計をもってこれにあてる。
 - 2 会費の運用については別途細則（PTA会計細則）による。
- 第11条 本会の会費徴収は以下のように行う。
- 1 会費は生徒1名につき年額 4,800円とする。
 - 2 休学中、長期留学中はこれを徴収しない。
 - 3 会費額については、年度途中の入会の場合は月割りとする。また、年度途中で退会した場合、原則として返金しない。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第七章 付則

- 第13条 本会則の変更は運営委員会の決議により変更することができる。ただし、次年度の総会において承認を受けるものとする。
- 第14条 本会の運営に関する細則は運営委員会によって定める。
- 1 本状の改廃または追条の必要を認めた時は、運営委員会の決議により改正することができる。

PTA会計細則

(昭和63年制定)

(令和7年5月改正)

より良いPTA活動に資するため、PTA会則細則を以下のように定める。

I 一般会計

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 事務費 | ①事務用品代
②通信費、Pメールの費用（年間契約） |
| 2 | 会議費 | ①運営委員会、全体委員会、入学説明会の準備などに掛かる費用 |
| 3 | 渉外費 | ①加入団体費：五農会・墨東葛飾足立ブロック
②研修会費：五農会・墨東葛飾足立ブロック
ただし、東京以外で開催される場合には適宜協議する。
③他校との交流費
ア) 周年行事・歓送迎会・新年会・校舎改築祝賀会などは五農会・墨東葛飾足立ブロックに限る。
イ) 他校PTA見学者には、実習生産品等があればPTAとして購入提供する。 |
| 4 | 慶弔費 | ①生徒本人及びその保護者の死去の場合：香典 10,000円
②生徒本人及びその保護者の自宅火災の場合：見舞金（金額は適宜） |
| 5 | 交通費 | ①校内でPTA活動（体育祭・農産祭を除く。）に出席した場合の交通費：一律 500円
②対外的活動を行った場合の交通費（交通費はバス・電車の利用に限る。）
③必要に応じてバス・電車に限り支給する。 |
| 6 | イベント費 | ①イベント委員会を開催する場合の費用
②学年・学級懇談会を開催する場合の費用
③「学級通信」を発行する場合の費用
④イベント委員が農産祭の準備等に掛かる場合の費用 |
| 7 | 卒業対策費 | ①卒業対策委員会を開催する場合の費用 |

- ②卒業生への記念品費用
- ③謝恩会を開催する場合の費用
- 8 広 報 費 ①取材のための交通費（交通費はバス・電車の利用に限る。）
- ②広報委員会を開催する場合の費用
- ③広報委員が農産祭の準備等に掛かる場合の費用
- 9 行 事 費 ①体育祭・農産祭にかかる費用
- ②P T A講習会（食品教室・園芸教室）を開催する場合の費用
- ③講習会会費の補助（原則、生徒1名に対し会員1名分）
- ④地域懇談会を開催する場合の費用
- ⑤各種研修会の講師謝礼（1名 10,000円）
- ⑥講演会の講師謝礼の補助（上限 50,000円）
- ⑦退任役員及び委員への謝礼（1名 3,000円以内）
- 10 P T A 保 険 P T A活動や生徒の日常生活に伴う様々な危険を包括的に補償する保険
- 11 周年行事積立金 周年行事に向けての積立金
- 12 予 備 費 その他上記以外で必要な場合は運営委員会において審議し、その合意を得て支出する。
- 13 生徒奨励費 ①努力賞を受賞した生徒への奨励費用
 - (ア) 3年間優等賞（3,000円程度の記念品）
 - (イ) 3年間皆勤賞（2,000円程度の記念品）
 - (ウ) 3年間精勤賞（1,000円程度の記念品）
 - *（ア）～（ウ）は、重複して奨励を受けることはできない。
- ②アグリマイスターの認定を受けた生徒への奨励費用
 - (ア) プラチナ（3,000円程度の記念品）
 - (イ) ゴールド（2,000円程度の記念品）
 - (ウ) シルバー（1,000円程度の記念品）
- ③農産高校をアピールする場に生徒が参加する場合の交通費等の補助
ただし、学校からの申請のあった場合に限る。
- 14 生徒行事費 学校での行事の際（体育祭・農産祭等）生徒の活動に対する補助

II 特別会計

- 1 予 備 費 生徒の遠征宿泊費等

P T A運営に関する内規

第1条 役員及び委員の補充に関しては次の通りとする。

- 1 会長に欠員を生じた時は、運営委員の決議を経て、副会長の中より1名選出し、これを会長代行とする。これにより副会長に欠員が生じた時は必要に応じて本部内より補充する。
- 2 役員に欠員が生じた時は、各役員・各委員会で推薦し、運営委員会において承認する。

[参 考]

五農会とは・・・都立農業高校4校による加盟団体
農業高校・農芸高校・園芸高校・瑞穂農芸高校^{※1}・農産高校が加盟

墨東葛飾足立ブロックとは・・・
加盟高校（12校）

足立高校・足立新田高校・葛飾商業高校・江東商業高校・城東高校
墨田工科高校・墨田川高校・第三商業高校・日本橋高校・農産高校
東高校・深川高校

※1 現在、瑞穂農芸高校は退会中